

八戸市国民保護計画

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

市の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

その他国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第4編 復旧等

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、市国民保護計画の作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要である）。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置又は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民に対し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ適切な方法により提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近接市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との間における相互の連携協力を確保するため、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 本市の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

市は、次に掲げる本市の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

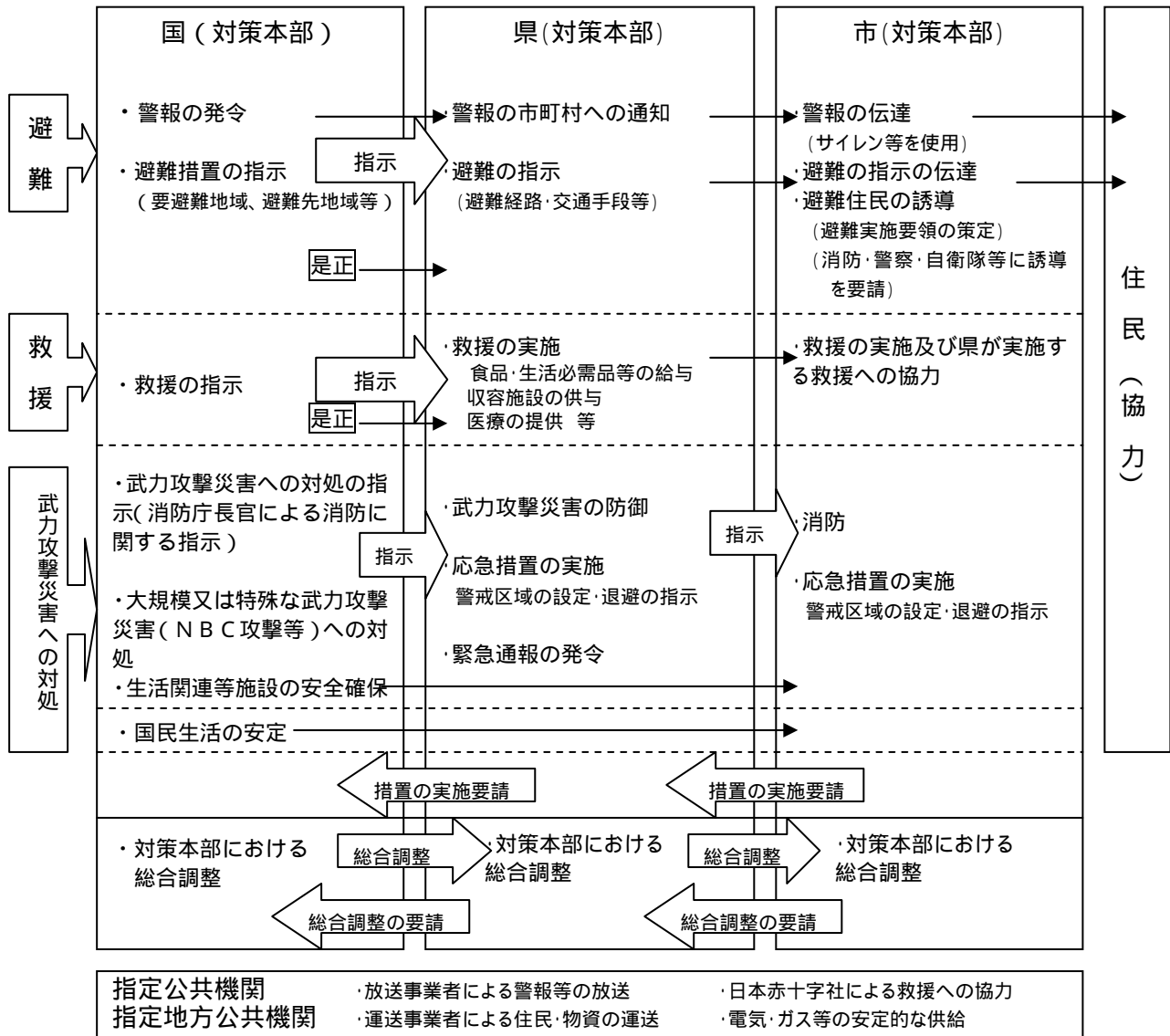
(1) 積雪寒冷地であること。

(2) 陸上自衛隊及び海上自衛隊の施設が配置されていること。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置における市の果たすべき役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



← 国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携 →

2 市の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直し 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部又は市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

3 八戸地域広域市町村圏事務組合の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直しへの協力 2 市の実施する訓練への協力及び参加 3 廃棄物の処理
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直しへの協力 2 市の実施する訓練への協力及び参加 3 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（救助・救急を含む。） 5 被災情報の収集、安否情報の収集その他の措置の実施

4 八戸圏域水道企業団の事務又は業務の概要

機関の名称	事務又は業務の概要
八戸圏域水道企業団	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成、見直しへの協力 2 市の実施する訓練への協力及び参加 3 水の安定的な供給

5 関係機関の連絡先等

市及び関係機関の連絡先等については、資料編に掲載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 位置

当市は、東経141度30分、北緯40度30分にあり、青森県の南東部に位置している。東は太平洋に面し、北は十和田湖から流れる奥入瀬川がおいらせ町との境界になっている。南は階上町と岩手県軽米町に接し、西は南部町及び五戸町に接している。

2 地形

市の総面積は約305km²で、馬淵川と新井田川が市域を大きく三つに分ける形で海へと注ぎ、海岸線は概ね緩やかな円形を描いている。両河川の河口を中心に平野部が広がり市街地が形成されている。その周辺は台地で占められ市域を縦走する新井田川沿いに集落や農地が点在している。

市域を流れる河川は、一級河川馬淵川(支川:浅水川、坂牛川、土橋川)、二級河川新井田川(支川:松館川、頃巻川、古里川)、五戸川、奥入瀬川のほか、準用河川の馬渡川、土橋川がある。これらの河川は概ね平坦地を流れており、ゆるやかな流れとなっている。

市の南端には、新井田川の上流部に築造された世増ダムによるダム湖の青葉湖がある。

市域の海岸線約30kmのほぼ中央部に馬淵川と新井田川の河口が位置し、北部の海沿い一帯は港湾施設や海岸保全施設等が整備され、人造の海岸線となっている。一方、南東部の海岸線は国の名勝・種差海岸として指定され、一部は特別規制区域もあるなど、ほとんどが砂浜や岩礁からなる自然海岸となっている。

なお、地図については、資料編に掲載する。

3 気候

年間平均気温は10前後で、年間降水量は1,000mm程度と少ない。太平洋側気候であるため、冬季は北西風が吹く乾燥した晴天の日が続き、降雪量は非常に少ない。春から夏にかけては、オホーツク海高気圧がもたらす北東風「ヤマセ」が吹き付け、曇天で多湿の日が多く冷涼な夏となることが多い。

災害に関する気象要素としては、3月～6月にかけて空気が乾燥し最小湿度を記録し、強風時の風向は南西が多い。6月～9月の梅雨及び台風による降雨が年間降水量の半分を占める。

なお、過去10年間の気温、湿度、降水量、風速、最深積雪については、資料編に掲載する。

4 人口分布

人口は、馬淵川と新井田川の周辺に広がる平野部に多く分布している。

なお、詳細な地区別及び全体の人口、世帯数、人口密度等は資料編に掲載する。

5 道路の位置等

高速道路としては、東北自動車道から分岐した八戸自動車道が市域の西側を縦走し、南郷、八戸、八戸北の3箇所のインターチェンジで一般道と連結している。一般道は、国道45号が岩手県久慈市方面の南東から十和田・青森市方面に、市内中心部を通り市域を横断している。また、国道104号、340号、454号が、岩手県盛岡市・遠野市方面、秋田県大館市方面に放射状に伸びている。これらの国道を軸に県道、市道が市内を有機的に結んでいる。

6 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、平成22年には青森市まで延伸予定の東北新幹線が八戸駅を終点としているほか、JR在来線の東北本線と八戸駅から久慈市まで沿岸部を縦貫する八戸線が通る。

また、東北新幹線盛岡八戸間開業に伴い、並行在来線としてJR東日本から経営移管された東北本線盛岡 - 八戸間のうち、青森県内の部分は、八戸市に本社を置く、青い森鉄道株式会社が運営している。

港湾は、市の東部に八戸港が位置し、工業港、商港、漁港などさまざまな機能を備えた北東北の拠点港湾として、重要な役割を果たしている。

7 石油コンビナート特別防災区域の指定状況

石油コンビナート等災害防止法に基づき、河原木地区の一部及び豊洲地区の一部が石油コンビナート特別防災区域に指定されている。

8 自衛隊施設の配置状況

(1) 陸上自衛隊

桔梗野地区に八戸駐屯地があり、第4地对艦ミサイル連隊をはじめとする部隊、隊が配置されている。

(2) 海上自衛隊

高館地区に八戸航空基地があり、第2航空群司令部をはじめとする部隊、隊が配置されている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

着上陸侵攻

特 徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、

事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

弾道ミサイル攻撃

特 徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

航空攻撃

特 徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダム等の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来